国立大学法人和歌山大学財務・施設委員会規程

制 定 平成 1 6 年 4 月 1 日 法人和歌山大学規程第 1 5 号 最終改正 令和 5 年 3 月 2 9 日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学財務・施設委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 収入、支出及び予算の編成に関する事項
 - (2) 予算の執行及び決算に関する事項
 - (3) 資金及び資産の管理運用に関する事項
 - (4) 教職員の人件費の管理に関する事項
 - (5) 施設の将来計画に関する事項
 - (6) 施設の有効利用に関する事項
 - (7) その他財務・施設に関する重要事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。
 - (1) 財務、施設担当の理事
 - (2) 各学部選出教育研究評議会評議員 各1名
 - (3) 学環から選出された教員 1名
 - (4) 学長がセンター等の長の内から指名した教育研究評議会評議員1名
 - (5) 財務課長
 - (6) 施設整備課長
 - (7) その他学長が指名した者

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

- 第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。 (議決)
- 第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事)

第6条の2 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

- 第6条の3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。 (作業部会)
- 第7条 委員会は、必要に応じ財務に関する立案について、作業部会を置くことができる。 (事務)
- 第8条 委員会の事務は、財務課、施設整備課において処理する。

財務·施設委員会規程

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日一部改正:法人和歌山大学規程第381号)

この改正規程は、平成17年3月18日から施行し、平成17年2月16日から適用する。

附 則(平成19年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第559号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月30日一部改正:法人和歌山大学規程第704号)

この改正規程は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成20年3月31日一部改正:法人和歌山大学規程第739号)

平成20年4月に、最初に第3条第1項第4号により観光学部から選出される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成22年6月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1017号) この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年6月22日一部改正:法人和歌山大学規程第1338号) この改正規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第1461号) この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日一部改正:法人和歌山大学規程第2143号) この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2520号) この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。